

## **情報共有システム試行要領（令和4年4月 富山県土木部）**

### **1. 目的**

この要領は、富山県土木部の工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「工事書類の処理の迅速化」等の推進を図るために利用する情報供用システムの試行について必要な事項を定める。

### **2. 情報共有システムの定義**

受発注者間においてインターネット上で共有スペースを設け、工事に関する施工情報や関係書類などの情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

### **3. 対象工事**

対象工事は、予定価格 40 百万円以上の工事とする。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議の上対象工事から外すことができるものとする。

また、対象外の工事であっても、受注者からの希望があれば対象工事とすることとし、原則、実施するものとする。

### **4. 使用システム**

使用する情報共有システムは、国土交通省が機能要件を定めるもの（※1）を標準とする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとする

※1 国土交通省HP [http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouuu\\_rev20/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouuu_rev20/) 参照

### **5. 対象書類及び実施内容等**

情報共有システムで対象とする書類及び実施内容については、契約後、別紙1「情報共有システム試行事前協議チェックシート」により受発注者間で協議を行い決定するものとするが、原則、受注者の希望する内容にて実施するものとする。

### **6. システム利用に係る経費**

情報共有システムの利用に係る経費（登録料、使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれるものとする。

## 7. 電子納品、検査、成果品

電子納品・検査・成果品については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木工事編〕に基づき、実施するものとする。

## 8. システム利用に関するアンケート

受注者は、情報共有システムの効果の検証及び課題の抽出を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

## 9. 特記仕様書への明示例

### 9. 1 特記仕様書【発注者指定型】

#### 第〇〇条 情報共有システム(発注者指定型)試行工事

- 1 この工事は、情報共有システム試行の対象工事である。
- 2 試行工事の実施にあたっては、情報共有システム試行要領(令和4年4月 富山県土木部)に基づくものとする。この試行要領は、富山県のホームページの『情報共有システムについてのお知らせ』から入手できる。

(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00020236.html>)

### 9. 2 特記仕様書【受注者希望型】

#### 第〇〇条 情報共有システム（受注者希望型）試行工事

- 1 この工事は、受注者が希望すれば、情報共有システムを使用することができる工事である。
- 2 試行工事の実施にあたっては、情報共有システム試行要領(令和4年4月 富山県土木部)に基づくものとする。この試行要領は、富山県のホームページの『情報共有システムについてのお知らせ』から入手できる。

(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00020236.html>)

## 10. 委託業務への準用

建設工事に係る委託業務において、契約後、受注者が情報共有システムを希望する場合は、利用を行うことができるものとする。使用するシステム、実施内容等については工事に準用する。情報共有システムを用いて作成し、提出が行われた帳票については、有効な書面とする。情報共有システムの利用にあたり必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

## 11. その他

- (1) システムを利用した帳票は、富山県土木工事共通仕様書における「書面」として認められるものとする。
- (2) システムにおける帳票について、富山県土木部で定める様式と異なる部分があつても、そのまま使用できるものとする。
- (3) 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に作成する設計書より適用する。